

交通事故防止チラシ（自転車編）



運転免許が要らず気軽に運転が出来る自転車・・・
愛知県内は、濃尾平野などの平地が広がっているため
たくさんの方が自転車を利用しています。
とても便利な乗り物ですが、交通ルールを守らないと
車と衝突するなどの悲惨な交通事故に遭遇するおそれ
があります。そのことを自覚して頂き、交通安全に努めた
運転で**交通事故を起こさない、遭わない**ようにしてください。



自転車の安全利用のために 下記の点を実践して下さい！



① 自転車も車両の仲間、交通ルールを守りましょう！



左の行為は、交通事故
にあう危険性が高くなります。
また、自転車は車両の仲
間ですので、左の行為を
すると交通違反になります。
やめてください！



② 万が一のために「ヘルメット」をかぶりましょう！



令和5年中、愛知県内の自転車事故
の死者数25人の内、ヘルメットを着用
していなかった人は、21人です。
そのうち13名が頭部に
致命傷を負いました。



令和5年4月に道路交通法が改正され
自転車利用者の方の頭部を保護するために、
自転車乗車中のヘルメット着用が努力義務化になりました。
万が一の際、命を守ってくれます。
積極的な着用をお願いします！

さらに

自転車は交通事故で加害者になる場合があります。重大な責任を負う可能性がありますので、

「自転車保険」に加入しましょう！



パトネットあいちから最新の交通事故情勢を入手して自己防衛に努めよう！

こちらを携帯電話
から読み込んで
空メールを送るだけ！



【パトネットからの配信内容】

- ★不審者情報・・・声かけ、痴漢など児童や女性に不安を感じる情報
- ★犯罪情報・・・特殊詐欺、侵入盗等身近な犯罪に関する情報
- ★交通事故情報・・・交通事故の内、住民に注意喚起の必要がある情報
- ★緊急危険情報・・・住民に緊急に注意を呼び掛ける必要がある情報